

第一章 総則

第 1 条（定義）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部を卒業した者の~~OB~~集まりであり、本会は鉄研会と称する。

2 鉄研会は、なに事にも楽しむ姿勢を大切にしなければならない。

3 鉄研会の「鉄」の字は、東日本旅客鉄道の「鉄」の字に準ずる。

第 2 条（目的）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部の発展に協力すること、及び現役部員や会員相互の親睦を図ること、並びに文化部会各部を応援することを目的とする。

2 世界に信頼される（日本）人を育成する建学の精神のもと、健康で真面目に努力していく姿勢で、明星学苑に寄与する。

第 3 条（目標）

本会は第 2 条で定めた目的を達成するため、必要に応じて活動を行いながら、同窓会活動並びに鉄研会を運営する。

第二章 会員

第 4 条（資格）

本会の会員資格は、下のイ）ロ）のいずれかを満たし、かつ鉄道研究部のさらなる発展を願い、また現在も会員とのつながりを有する者である。

イ）明星中学高等学校に在籍し、入部届を提出して鉄道研究部に属していた者。

ロ）鉄道研究部の顧問であった教員。

第 5 条（入会）

資格を有する者が入会を希望する場合、所定の手続きを行うことにより、会員になることができる。

第 6 条（退会）

会員は任意に退会することができる。退会した会員が再入会を希望する場合は、新規会員同様の手続き及び審査を要する。

第7条（役員）

本会を円滑に行うため、下に示す役員を置くことができる。ただし、会長及び副会長は1名とし、~~その他の役員は若干名とする。~~なお、役員は兼任することができる。

- イ) 会長
- ロ) 副会長
- ハ) 事務局
- ニ) 幹事
- ホ) 会計
- ヘ) 監査
- ト) 書記

第8条（役員の分掌）

役員の分掌は下の通りとする。

- イ) 会長は鉄研会を代表し、本会のすべてを統括する。
- ロ) 副会長は会長を補佐し、会長とともに本会を統括する。また会長が会長の職務を遂行できない場合はその職務を代行することができる。
- ハ) 事務局は鉄研会の運営や庶務全般を担当する。
- ニ) 幹事は鉄研会の企画の立案、現役部員との連携等を担当する。
- ホ) 会計は鉄研会の会計業務を行い、決算報告の資料等を制作する。
- ヘ) 監査は鉄研会の運営及び会計を監査し報告する。
- ト) 書記は鉄研会の議事についての議事録、要旨作成を担当する。

第9条（決議）

役員人事やその他議題の可否については、開催される鉄研会総会に出席する会員の過半数で可決とする。ただし、緊急に対応を求められた場合は、役員の判断において仮に対応できるものとする。

第10条（異議申立）

異議がある会員は、採決に至るまでに異議を申し立てなければならない。

2 やむなく総会を欠席し、第9条に定める決議において採決後に異議がある会員は、次回の総会にて自ら発議し、その1回に限り再発議できるものとする。

第11条（役員の辞任）

役員を辞任する際は、交代する役員の選出が完了次第、辞任することができる。

2 役員の改選は、該当役員を除く全役員の承認を得る必要がある。

第 12 条（役員の任期）

役員の任期は任命された総会から、3 回目の総会までとする。ただし、交代を求めない場合は再任を命ずる。

2 第 11 条で定めた交代ができない場合は、この限りではない。

第三章 運営

第 13 条（鉄研会の活動）

鉄研会の活動は、本会則に則り会員の必要に応じて行うことができる。ただし、鉄研会の総会は、会長の招集において開催できるものとし、議長は会長が務める。また、鉄研会の名の下に活動した会員は総会において報告義務を負う。

第 14 条（会費または参加費）

鉄研会の運営にあたり、必要に応じて会費または参加費を徴収することができる。徴収する金額は、会計または、会計に準ずる者がその都度定めることができる。

第 15 条（寄付）

鉄研会は会の運営において必要な任意の寄付を受けることができる。なお寄付が行われた場合は、原則、鉄研会総会においてすみやかに報告しなければならない。

第 16 条（会計年度）

鉄研会の会計年度は、総会からその次の総会までを 1 年度と定める。

2 学校や同窓会等に準じ、別に定める会計年度を用いる場合は、この限りではない。

第一章 総則 について

第 1 条（定義）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部を卒業した者のＯＢ会であり、本会は鉄研会と称する。

2 鉄研会は、なに事にも楽しむ姿勢を大切にしなければならない。

3 鉄研会の「鉄」の字は、東日本旅客鉄道の「鉄」の字に準ずる。

第 1 条第 1 項で述べられている、「鉄研会」の名称は、鉄道研究部の略称を使ったものである。しかしながら、本会の正式名称はあくまでも、「鉄研会」であり、鉄道研究会ではない。

第 1 条第 3 項で述べられている、「鉄」の字は、東日本旅客鉄道の「鉄」の字に準じているが、ＰＣや携帯電話等で変換されないことが多いため、原則の使用ということで定めている。

第 2 条（目的）

本会は、明星中学高等学校鉄道研究部の発展に協力すること、及び現役部員や会員相互の親睦を図ること、並びに文化部会各部を応援することを目的とする。

2 世界に信頼される（日本）人を育成する建学の精神のもと、健康で真面目に努力していく姿勢で、明星学苑に寄与する。

第 2 条第 1 項で述べられている、「…並びに文化部会各部を応援することを目的とする。」とは、鉄研会が明星同窓会で文化部初めての支部会であり、また鉄道研究部は兼部している部員も多くいるため、明星同窓会鉄研会の名のもとに活動できるように入れた文言である。

第 3 条（目標）

説明省略

第二章 会員 について

第 4 条（資格）

本会の会員資格は、下のイ）ロ）のいずれかを満たし、かつ鉄道研究部のさらなる発展を願い、また現在も会員とのつながりを有する者である。

イ）明星中学高等学校に在籍し、入部届を提出して鉄道研究部に属していた者。

ロ）鉄道研究部の顧問であった教員。

第 4 条で述べられている通り、イ）の条件には、明星中学高等学校の卒業や、鉄道研究部への在籍期間は関係なく、たとえ明星同窓会会員でなくても、鉄道研究部在籍期間が 1 日未満であっても、

イ)を満たしている者は鉄研会の会員資格は有する。ロ)の条件は、鉄道研究部の顧問を辞めてから初めて生じる条件であり、現役顧問の会員資格はない。ただし当然であるが、現役顧問がイ)に該当する場合は、会員資格は有する。

第5条（入会）

資格を有する者が入会を希望する場合、所定の手続きを行うことにより、会員になることができる。

第5条で述べられている通り、明星同窓会鉄研会の会員は、第4条の条件を満たして初めて生じるものであり、逆に言えば、鉄道研究部員であって学校を卒業したからと言っても、必ず会員にならないといけないということはない。

第6条（退会）

説明省略

第7条（役員）

本会を円滑に行うため、下に示す役員を置くことができる。ただし、会長及び副会長は1名としその他の役員は若干名とする。なお、役員は兼任することができる。

- イ) 会長
- ロ) 副会長
- ハ) 事務局
- ニ) 幹事
- ホ) 会計
- ヘ) 監査

鉄研会の「役員」とは、この第7条で示す者が役員である。また、役員には任期は設けない。これは、役員に任期を設けると現在の会員数では、会員全員が役員になってしまう恐れがあるため、会員数が多くなってから、任期に関して制定する。

令和6年 月 日の修正で、任期に関して第12条に制定した。

第8条（役員の分掌）

第9条（決議）

第10条（異議申立）

第11条（役員の辞任）

説明省略

第12条（役員の任期）

役員の任期は任命された総会から、3回目の総会までとする。ただし、交代を求めない場合は再

任を命ずる。

2 第 11 条で定めた交代ができない場合は、この限りではない。

設立から 10 年が経ち、当初より会員数も増え、任期を定めても問題ないと判断し、令和 6 年 月 日の修正で追記した。

第三章 運営 について

第 13 条（鉄研会の活動）

鉄研会の活動は、本会則に則り会員の必要に応じて行うことができる。ただし、鉄研会の総会は、会長の招集において開催できるものとし、議長は会長が務める。また、鉄研会の名の下に活動した会員は総会において報告義務を負う。

第 5 条で述べられている通り、「鉄研会」の名を使用しに本会則に則って、会員は活動することができる。そのことによって生じる費用等の問題は、原則は活動する会員が持つこととする。ただし、活動するだけではなく、鉄研会総会において報告し、鉄研会を代表する者は、明星同窓会総会や評議員会等で活動報告する。

第 14 条（会費または参加費）

鉄研会の運営にあたり、必要に応じて会費または参加費を徴収することができる。徴収する金額は、会計または、会計に準ずる者がその都度定めることができる。

第 5 条で述べられている「会費」とは、鉄研会を運営して行く上で生じる費用のことを示し、「参加費」とは、会員が参加するために必要な費用を指す。今のところ会費は取ることは考えておらず、参加するときに生じる参加費のみ徴収する。徴収した金額に残金が生じる場合は、その残金を集計し、会費とする。会費は原則として、次回の鉄研会総会費用の補填に利用する。

第 15 条（寄付）

鉄研会は会の運営において必要な任意の寄付を受けることができる。なお寄付が行われた場合は、原則、鉄研会総会においてすみやかに報告しなければならない。

第 14 条で述べられている通り、寄付を受けることができる。寄付として受け取ったものは総会費用に利用する。第 2 回総会決議に基づき、総会費用から運営費用へ回すことに変更した。

第 16 条（会計年度）

鉄研会の会計年度は、総会からその次の総会までを 1 年度と定める。

2 学校や同窓会等に準じ、別に定める会計年度を用いる場合は、この限りではない。

設立から10年が経ち、会計を1度も締めておらず、令和6年 月 日の修正で追記した。